

武蔵野美術大学研究費等不正防止計画

1. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正発生の要因	不正防止に向けた取組及び不正防止計画
機関内の責任体系の明確化	<p>1. 公的研究費の機関内の責任体系に関する周知が不足しており、研究費の管理・執行に対する組織としての責任が曖昧になるおそれがある。</p> <p>2. 時間の経過により、学内での認識が低下する。</p>	<p>文科省のガイドライン改正の主旨を踏まえ、「武蔵野美術大学研究費等管理運営規則」を一部改正、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「コンプライアンス推進責任者」（従来の「部局責任者」）それぞれの具体的役割を示すなど管理責任体系の明確化を行うとともに、ホームページなどにより周知を徹底した。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>研究者に対する個別説明を強化し、必要に応じて研修会・説明会を開催して、更なる周知徹底及び意識の向上を図る。</p>

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項目	不正発生の要因	不正防止に向けた取組及び不正防止計画
ルールの明確化・統一化	<p>1. 研究費の使用ルールについて、大学全体としての統一化が図られていない。</p> <p>2. ルールの周知が不十分である。</p> <p>3. 研究費の使用ルールと運用が乖離している。</p> <p>4. 研究者及び事務担当者の理解不足によるルールの誤認識、誤った運用が行われる。</p>	<p>・「公的研究費使用マニュアル」を作成し、該当教職員への配布及びホームページにてルールを周知している。</p> <p>・文部科学省、日本学術振興会等配分機関のルール変更に合わせて、マニュアルの改訂を行っている。</p> <p>・補助金の採択を受けた研究代表者等に対して、個別にルール説明を行っているとともに、科研費においては「科学研究費助成事業研究者使用ルール」（日本学術振興会）を配付し、ルールの周知を行っている。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>・使用ルールと運用の実態が乖離していないか確認し、マニュアル等の再検討を行う。</p> <p>・研究者に対する個別説明を強化し、必要に応じて説明会を開催して、更なる周知徹底及び意識の向上を図る。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 研究者のルール理解度を把握するため、内部監査時等必要に応じて研究者へ聞き取りを行い、ルールの理解が不足している項目については、マニュアル等への記載や個別説明を強化してルール周知の徹底を図る。
関係者の意識向上	<p>1. 不正防止対策の理解や意識を高めるための効果的なコンプライアンス教育の実施が、十分とは言えない。</p> <p>2. 研究費等の管理・運営に関わるすべての構成員に対する「行動規範」の周知が不十分である。</p> <p>3. 研究費等が公的資金であるという認識が希薄であり、機関管理の認識が乏しい。</p> <p>4. 公的研究費の研究計画や契約内容等に対する履行意識が低い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の行動を律する統一的な規範として「武蔵野美術大学における研究費等の使用に関する行動規範」を定め、研究費の適正な使用等について関係者の意識向上を図っている。 研究費に係る全ての教職員に研究活動に係る誓約書の提出を求め、公的研究費を使用する責任の重大さと管理の透明性を自覚させ、意識向上を図っている。 一定の取引実績(回数・金額等)がある取引業者に、誓約書の提出を求め、不正取引の防止及び内部監査等の調査への協力を依頼している。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者に対する個別説明を強化し、必要に応じて説明会を開催して、更なる周知徹底及び意識の向上を図る。 実効性のあるコンプライアンス教育のあり方を検討し、受講管理を徹底して、教職員の意識向上を図る。
調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	<p>1. 調査及び懲戒に関する規程や運用に係る周知が不十分である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「武蔵野美術大学研究費等管理運営規則」において、不正行為の疑義が生じた場合の調査と措置について定めている。 「武蔵野美術大学研究費等管理運営規則」において不正行為に関与した教職員の処分について定め、「武蔵野美術大学服務規則」において、不正行為により本学に損害等を及ぼした場合の懲戒について規定している。 研究費等に関わるすべての教職員に誓約書の提出を求め、規則等に違反して不正行為を行った場合の本学や配分機関等の処分(懲戒処分、研究費の返還等)及び法的な責任(刑事告発等)を自覚させ、意識向上を図っている。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正発生の要因	不正防止に向けた取組及び不正防止計画
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	<p>1. 不正を発生させる潜在的要因について状況把握が不十分である。</p> <p>2. 不正防止計画が策定されていない。</p>	<p>・不正防止の推進部署である総務チームにおいて不正発生要因の洗出しを実施し、「武蔵野美術大学研究費等不正防止計画」を策定した。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>・不正発生要因や背景等に関し、研究者と事務系職員との間での問題点の共有化を進めるための方策を検討する。</p> <p>・他機関における不正経理等の情報を収集し、不正の起こりうる要因や背景の把握・分析に努める。</p>
不正防止計画の実施	<p>1. 不正防止計画を推進・実施する部署が定められていない。</p> <p>2. 不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、時間の経過等により取組みに対する認識が低下する。</p>	<p>・「武蔵野美術大学研究費等管理運営規則」において総務チームを不正防止の推進部署として定め、不正発生要因の洗出しを実施し、不正防止計画を策定した。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>・具体的対策の実施状況を的確に把握するとともに、不正発生要因の検証を継続し、より実効的な不正防止計画となるよう常に見直しを行う。</p>

4. 研究費の適正な運営・管理活動

予算執行状況の把握	<p>1. 予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。</p>	<p>・コンプライアンス推進部署において執行状況の進捗管理をしており、執行が遅れそうな研究者へ確認を行うなど、年間を通じたバランスある予算執行を奨励している。併せて、年に数回、研究者へ執行状況の通知を行っている。</p>
癒着防止に向けた取組	<p>1. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分について、周知が不十分である。</p>	<p>・「武蔵野美術大学研究費等管理運営規則」において、不正行為を行った場合の取引停止の措置について定め、ホームページに掲載、周知することにより、業者が不正行為へ加担することの抑止を図っている。</p> <p>・一定の取引実績(回数・金額等)がある取引業者に、誓約書の提出を求め、不正取引の防止及び内部監査等の調査への協力を依頼している。併せて、不正取引に関与した場合の取引</p>

		<p>停止等の措置について、誓約事項に盛り込んでいる。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定業者への発注が必要以上に存在していないか適宜把握する。
発注・検収体制	<p>1. 10万円未満の消耗品の発注は、研究者が自ら行っているのに、業者との不正な取引が発生するおそれがある。</p> <p>2. 研究と直接関係のないと思われる物品を購入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究費等使用マニュアル」において、研究者が発注できる範囲を明確化し、10万円未満の消耗品については研究者が発注を行っているが、購入店舗で直接受領する場合を除き、研究費所管部署へ納品させている。 ・事務担当者による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、研究者に購入目的等の確認を行っている。 ・研究費で購入したすべての物品及び図書について、事務担当者による納品確認を実施している。 ・特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収については、事務職員が仕様書や計画書等との整合性の確認を行うが、納品物や作業状況等について十分な心証を得ることができない場合は、取引先への確認又は必要に応じて発注者以外の専門的知識を有する者の確認を実施している。 ・換金性の高い物品(パソコン、タブレットPC、デジタルカメラ、ビデオカメラ等)については、金額の多寡にかかわらず、事務担当者が品名・型番等をデータ管理し、必要に応じて現物実査を行っている。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定業者への発注が必要以上に存在していないか適宜把握するとともに、必要に応じて本学の未払金と業者の売掛金を照合するなど取引状況の確認を行う。
旅費	<p>1. 出張事実の確認不足により、出張日程の水増しや架空請求等のおそれがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費を請求するときは、出張伺の添付書類として、航空賃等の請求書または領収証、出張目的の概要が記された文書等の提出を求めている。出張後の出張報告書に加え、航空券の

		<p>半券及び学会参加証等を提出させ、出張目的を明確に果たしたかを確認している。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性のあるアプローチ監査実施の観点から、出張旅費に係る出勤簿との照合、出張報告(記録)書と出張伺、航空券の半券及び他の添付書類等との関係を突合などの事実確認及び本人からのヒアリング等を行う。
謝金	<p>1. 非常勤雇用者、アルバイトの管理が書類上でしか行われておらず、研究者以外による事実確認が行われていないので、カラ雇用等が発生するおそれがある。</p> <p>2. 謝金の支出にあたって、その裏づけ資料が確認できず、謝礼対象行為の事実のない支払が発生するおそれがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監督する研究者が勤務実態を常に把握しており、「勤務表」については、研究者、勤務者双方が自署・押印することとし、業務内容及び勤務時間等の事実確認を厳格に行っている。 ・必要に応じて、事務担当者が勤務場所に赴くなど、第三者が勤務実態を確認する方策を実施している。謝金使用度の高い研究者について、現場を確認している。 ・文字起こしは実際の作業内容が確認できるので、現物のコピーをとっている。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

相談窓口	<p>1. 不正使用についての相談窓口の存在が十分に周知されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口をホームページ上で公開している。
通報窓口	<p>1. 通報(告発)窓口の周知が不足しているため、不正が潜在化している可能性がある。</p> <p>2. 不正使用を発見した者が不利益を恐れて通報(告発)を躊躇する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費の不正使用等に関する学内外からの通報(告発)窓口を総務チームリーダーとし、ホームページ上に公開している。 ・窓口への告発に当たっては、「学校法人武蔵野美術大学研究費等管理運営規則」に基づき、実名で行うものとするが、告発後の調査手続には氏名の秘匿を可能とすること、また情報提供をする者については匿名で行うことができることなどをはじめ、告発者等が告発等を理由として不利益を受けないよう、十分な配慮をする旨ホームページで周知している。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な学内通知等により、通報(告発)窓口を周知徹底し、不正リスクの抑制・牽制と早

		期発見が図られる体制を整備する。
外部への公表	1. 不正への取組に関する外部への公表が不十分である。	・ホームページに「公的研究費等の不正使用防止に関する取組」に関する項目を起こし、「武蔵野美術大学研究費等管理運営規則」等に定める本学の不正への取組の方針と諸手続を掲載し、学内外に広く公表している。

6. モニタリングのあり方

機関全体の視点からのモニタリング体制の整備状況	1. 制度変更や時間の経過等により、整備済の不正防止計画や管理・監査体制が適切なものなくなる。	<p>・「武蔵野美術大学研究費等管理運営規則」において、不正発生を防止するためのモニタリングの在り方を定めている。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>・不正防止計画推進部署である総務チーム及び内部監査部門において、不正防止計画や管理・監査体制の適正性について毎年確認し、必要に応じた見直しを行うことにより、常に適切性を担保する。</p>
機関全体の視点からの監査体制の整備状況	1. 監査体制が十分とは言えず、皮相的な監査にとどまり、問題の発見に繋がらない。	<p>・内部監査部門と不正防止計画推進部署については、密接な関係を保ちつつもチェック機能が働くようにするために、平成27年4月より独立した内部監査機能を果たす組織を設置し、有効かつ効率的な内部監査制度の整備を図っている。</p> <p>・実効性のあるアプローチ監査実施の観点から、出張旅費に係る出勤簿との照合、ヒアリング、必要に応じ非常勤雇用者に係る勤務実態のヒアリング、取引業者の帳簿との突き合わせなどの事実確認を行う。</p> <p>・出張終了後、出張報告(記録)書と出張伺、航空券の半券及び他の添付書類等との関係を突合し、出張事実を確認している。</p>

以上